

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

甲府市長 樋口 雄一 殿

提出者

住 所 山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号

氏 名 株式会社早野組  
代表取締役社長 早野 正泰

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号055-235-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社早野組
事業場の所在地	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	180億円（全社）
③従業員数	280人（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物	繊維くず	廃石綿等	廃酸	計
排出量	0 t	45 t	0 t	8 t	0 t	275 t	9 t	16 t	9,783 t	343 t	1 t	0 t	0 t	10,480 t

(これまでに実施した取組)

- 当社から発生する廃棄物は、工事請負契約に含まれているものと、施工の過程で副次的に発生するものがある。
- 工事請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することができないが、工法等の変更を提案し抑制に努めている。
- 施工の過程で副次的に発生するものは多量のため、多くが混合廃棄物として処理されており、廃棄物の抑制としては梱包材の簡素化、適正な資材発注、分別処理に努めている。

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物	繊維くず	廃石綿等	廃酸	計
排出量	0 t	42 t	0 t	7 t	0 t	248 t	8 t	14 t	8,805 t	310 t	1 t	0 t	0 t	9,435 t

(今後実施する予定の取組)

- 上記に加え、下記の取組を実施予定。
- 不要な梱包材の持込禁止（木くず、廃プラスチック）
- ユニット化による持込み

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- 工事請負契約に含まれているものは、少量多量のためほとんど分別処理されている。
- がれき類、木くずは分別処理されている。
- 石綿含有廃棄物も、他の廃棄物と混入しないよう確実に分別、保管を実施している。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- 上記の通り、分別がかなり実施されているので、混合廃棄物を排出しないよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物等	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

①現状  
○ これまでに実施した取組（特に実施していない）。

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物等	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画  
○ 今後実施する予定の取組（今後実施する予定の取組）  
○ 仕様書等で指示があれば実施する（がれき類）。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物等	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	7,637 t	0 t	0 t	0 t	0 t	7,637 t

①現状  
○ 今後実施する予定の取組（今後実施する予定の取組）  
○ 南アルプス市に自社の中間処理施設（がれき類）があるので、現場が運搬可能な地域の場合、自社で中間処理して減量している。

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設不燃物等	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	8,400 t	0 t	0 t	0 t	0 t	8,400 t

②計画  
○ 今後実施する予定の取組（今後実施する予定の取組）  
○ 南アルプス市に自社の中間処理施設（がれき類）があるので、現場が運搬可能な地域の場合、極力自社で中間処理し、処理量を増やす。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

①現状

（これまでに実施した取組）

○ 特に実施していない。

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

（今後実施する予定の取組）

○ 実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃酸	計
全処理委託量	0 t	45 t	0 t	8 t	0 t	275 t	9 t	16 t	2,146 t	343 t	1 t	0 t	0 t	2,843 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	2.17 t	0 t	69.77 t	8.6 t	16.00 t	212.9 t	330.12 t	0.61 t	0 t	0 t	640 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	45 t	0 t	8 t	0 t	275 t	9 t	16 t	2,146 t	343 t	1 t	0 t	0 t	2,843 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

①現状

（これまでに実施した取組）

委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

【目標】														
産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	繊維プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃酸	計
全処理委託量	0 t	42 t	0 t	7 t	0 t	248 t	8 t	14 t	405 t	310 t	1 t	0 t	0 t	1,034 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	3 t	0 t	77 t	8 t	14 t	234 t	310 t	1 t	0 t	0 t	647 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	42 t	0 t	7 t	0 t	248 t	8 t	14 t	405 t	310 t	1 t	0 t	0 t	1,034 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

②計画

(今後実施する予定の取組)

- 可能な限り優良認定処理業者から選定するが、現状認定業者が少ないので多量は困難である。
- 再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。
- 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。

※事務処理欄

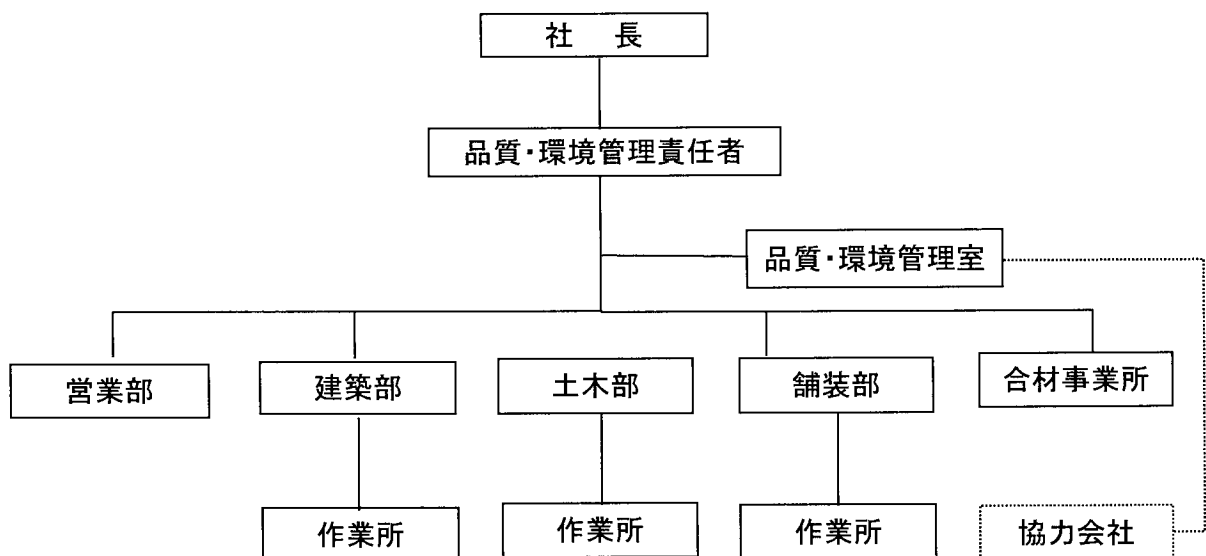
## 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理方法	再生利用率
汚泥	再生(改良土)	100%
廃油	精製 → 再生(燃料)	100%
廃酸	焼却 → 埋立	0%
廃プラスチック類	選別、破碎・圧縮 → 再生(プラスチック製品) 焼却 → 埋立	80%
紙くず	破碎・圧縮 → 再生(再生紙) 焼却 → 埋立	80%
木くず	破碎 → 再生(燃料用チップ、再生紙原料) 焼却 → 埋立	95%
繊維くず	破碎 → 再生 焼却 → 埋立	95%
金属くず	破碎 → 溶融 → 再生	100%
ガラス、陶磁器くず	破碎 → 再生(埋め戻し材) 焼却 → 埋立	50%
廃石膏ボード	破碎 → 再生(石膏ボード原料、土壌改良材)	100%
ガラス、陶磁器くず(石綿含有)	埋立	0%
がれき類	破碎 → 再生(再生砕石)	100%
がれき類(石綿含有)	埋立	0%
混合廃棄物	分別 → 破碎 → 再生 分別 → 焼却 → 埋立	80%

## 廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		品質・環境管理責任者(廃棄物担当役員)
廃棄物担当		品質・環境管理室 組織人数 5名
品質・環境管理室		○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する
役割	品質・環境管理室長	○ 産業廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○ 産業廃棄物処理委託基本契約の作成 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の作成 ○ マニフェスト及び関連記録の保管 ○ 社員、協力会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項
	作業所長	○ 産業廃棄物の種類、発生量及び適正処理方法等の特定と、処理業者の選定 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の締結 ○ マニフェストの交付・管理 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 監督官庁への各種報告
	営業部	○ 建設リサイクル法により、顧客に対し分別解体等に関して文書を交付し説明

## 廃棄物管理組織図



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。